



審査に必要な書類（未成年） 【犯罪被害者等代理援助用】

●申込者を確認するための資料（細則第23条第1号）

住民票の写し	原則
運転免許証	
健康保険資格確認書	
個人番号カード（マイナンバーカード）	
国民年金手帳	
その他本人確認書類 (官公庁発行の書類で氏名・住所の記載があるもの)	(住民票の提出ができない場合) いずれか提出しやすいもの
◇外国人の場合	
住民票の写し	
在留カード	
パスポート	
その他本人確認書類 (官公庁発行の書類で氏名・住所の記載があるもの)	いずれか提出しやすいもの

●法定代理人の同意を確認するための資料（法定代理人の同意が得られる場合）

法定代理人同意書【様式3-3】	該当する場合
-----------------	--------

●法定代理人を確認するための資料（法定代理人の同意が得られる場合）

住民票の写し	いずれか提出しやすいもの
戸籍謄本	

●申込者及び法定代理人の資力を確認するための資料

資力申告書【様式3-4】	必須
◇法定代理人全員の同意が得られない場合・法定代理人の資力を加算することが相当でない場合 事情聴取書【様式3-2】	該当する場合

●申込者が特定犯罪被害者等であることが確認できる資料

事件調書【様式3-1】（申込案件の概要を記載した書面）	必須
◇被害罪名に「傷害」を含む場合 診断書又は後遺障害等級を示す書類	該当する場合
◇申込者が犯罪行為により害を被った者の家族又は遺族である場合 申込者の続柄を証明できる書類	該当する場合
●契約書・重要事項説明書	

個別契約書の写し（申込者と受任予定者の署名捺印又は記名押印があるもの）	必須
重要事項説明書の写し（申込者の署名捺印又は記名押印があるもの）	必須

※提出することが困難な事情がある場合には、受任予定者からの報告書の提出をもって代えることができます。